

令和 8 年

第 3 回 定例会 議案

北海道 恵庭市

報告第 1 号

令和 8 年度恵庭市健全化判断比率（令和 7 年度決算）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見を付し、健全化判断比率を次のとおり報告する。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 8 年度 （令和 7 年度決算）	—	—	7. 7	—
早期健全化基準	1 2. 6 3	1 7. 6 3	2 5. 0	3 5 0. 0
財政再生基準	2 0. 0 0	3 0. 0 0	3 5. 0	

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

報告第2号

令和8年度恵庭市公営企業の資金不足比率（令和7年度決算）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付し、資金不足比率を次のとおり報告する。

1. 恵庭市水道事業会計

（単位：％）

	資金不足比率
令和8年度 （令和7年度決算）	—
経営健全化基準	20.00

2. 恵庭市下水道事業会計

（単位：％）

	資金不足比率
令和8年度 （令和7年度決算）	—
経営健全化基準	20.00

令和8年9月11日提出

恵庭市長 原 田 裕

議案第1号

恵庭市功労者の表彰について

恵庭市功労者等表彰条例（昭和55年条例第17号）第5条の規定により、恵庭市功労者として次のとおり表彰したいので同意を求める。

令和8年9月11日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 山 内 幸 一

〔住 所〕 恵庭市 [REDACTED]

〔生年月日〕 [REDACTED]

〔氏 名〕 高 橋 国 広

〔住 所〕 恵庭市 [REDACTED]

〔生年月日〕 [REDACTED]

〔氏 名〕 伊 藤 雅 暢

〔住 所〕 恵庭市 [REDACTED]

〔生年月日〕 [REDACTED]

功 労 者 被 表 彰 者 名 簿

[基準日]令和8年8月1日

氏 名 住 所	生年月日 年 齢	主 な 事 績
山 内 幸 一 恵庭市		[社会福祉] 恵庭市民生委員児童委員として21年に亘り従事され、社会福祉の振興と発展に功労されました。
高 橋 国 広 恵庭市		[保健衛生] 学校耳鼻科医として33年に亘り従事され、保健衛生の振興と発展に功労されました。
伊 藤 雅 暢 恵庭市		[地方自治] 市議会議員として20年に亘り従事され、地方自治の振興と発展に功労されました。

議案第 2 号

恵庭市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、恵庭市教育委員会委員を次のとおり任命したいので同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 福 屋 栄 人

〔住 所〕 恵庭市 XXXXXXXXXX

〔生年月日〕 XXXXXXXXXX

教育委員会委員の任命

退任となる委員

氏名	福屋栄人	生年月日	
住所			
任期	自令和4年10月1日～至令和8年9月30日		
退任事由	任期満了		

任命する委員（再任）

氏 名	福 屋 栄 人	生年月日	
住 所			
任 期	自 令和8年10月1日 ～ 至 令和12年9月30日		
最終学歴			

＜公職歴＞

平成26年12月～現在

教育委員会委員

根 拠 法 令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項
委 員 数	4 人
任 期	4 年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）
資 格 要 件	委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
禁 止 事 項 等	委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

議案第 3 号

恵庭市島松地区複合施設設置条例の制定について

恵庭市島松地区複合施設設置条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市島松地区複合施設設置条例

恵庭市は、島松地区のまちづくりにおいて、ＪＲ駅周辺の生活利便機能の集約と活性化を推進するため、島松地区における公共機能の集約を図ることで、地域の活動拠点とするとともに、多世代が集い、憩い、交流できるにぎわい拠点を創造することを目的として、この施設の設置条例を制定します。

(設置)

第 1 条 福祉、文化及び生涯学習の拠点として地域活動及び交流の活性化を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、恵庭市島松地区複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
恵庭市島松地区複合施設	恵庭市島松仲町 1 丁目 1 番 3 号

(開館時間及び休館日)

第3条 複合施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後9時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、複合施設の管理運営上必要があると市長が認めたときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

(施設の配置)

第4条 複合施設には、次に掲げる施設を配置する。

- (1) 島松支所
- (2) 島松市民センター
- (3) 恵庭市立図書館島松分館

(事業)

第5条 複合施設では、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の交流の場の提供に関する事業
- (2) 子どもの遊び場・居場所の提供並びに子育てをする親子の交流の促進、子育て相談及び情報交換に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、複合施設の設置目的を達成するために行う事業

(使用の許可等)

第6条 複合施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、この条例及びこれに基づく規則の規定により複合施設を使用することができる。ただし、使用者のうち複合施設を別表に規定する使用区分により占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可をする場合において、複合施設の管理上必要な条件を付することができる。

(入場の拒否等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者の複合施設への入場を拒否し、使用の停止若しくは制限をし、又は退去を命ずることができるとともに、占用者の使用許可をしないことができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。
- (2) 複合施設、附属施設又は備付物品その他これらに類するもの（以下これらを総称して「複合施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前３号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営上支障があると認めるとき。

（使用料）

第８条 占有者は、市長に別表に定める使用料を納付しなければならない。

- ２ 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- ３ 市長は、第１項の使用料について規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。
- ４ 既納の使用料は、還付しないものとする。ただし、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）その他占有者の責めに帰さない理由により複合施設を使用することができないときは、この限りでない。

（目的外使用等の禁止）

第９条 占有者は、使用許可を受けた目的以外の目的で複合施設を使用し、又はその許可に係る権利の全部若しくは一部を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第１０条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用許可の内容を変更することができる。

- (1) 占有者が第７条各号の規定に該当することとなったとき。
- (2) 占有者が使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 占有者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 占有者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 災害が発生したとき。

(6) 公益上やむを得ない特別な事由が生じたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営上特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による使用許可の取消し等が行われた場合において、当該取消し等により生じた損害については、その責めを負わないものとする。

(特別な設備の設置等)

第11条 使用者は、複合施設に特別な設備の設置、既存の設備の変更その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をするに当たっては、複合施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

(販売行為等の禁止)

第12条 市長の承認を受けた者以外の者は、複合施設において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復)

第13条 占有者は、使用許可に係る使用が終了し、又は当該使用許可が取り消されたときは、直ちに使用した場所を原状に回復し、市長に返還しなければならない。ただし、原状に回復しなくてもこれを有効かつ合理的に使用することができると市長が認めるときは、原状に回復しないで返還することができる。

2 前項本文の規定により原状に回復する義務を負う者が当該義務を履行しないときは、市長はこれを代行し、その費用を当該義務を負う者から徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 複合施設等の毀損、汚損、滅失その他これらに類する行為をした者は、市長が指示するところにより、当該行為により生じた損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない特別な事情があると認めるときは、前項の規定による損害賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(運営協議会)

第15条 市長は、複合施設の運営上必要な事項について協議するため、運営協議会を設置することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、複合施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に複合施設等の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に複合施設等の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 複合施設等の維持管理に関する業務

(2) 複合施設の利用許可等に関する業務

(3) 前2号に掲げる業務のほか、複合施設の管理運営上必要があると認められる業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	市長	指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。第6条第2項、第7条、第8条第1項、第8条第3項、第10条から第13条まで及び第14条第1項において同じ。）
第6条第2項、第7条、第8条第1項及び第3項、第10条第1項、第12条、第13条及び第14条第1項	市長	指定管理者
第10条第2項及び第11条	市長	市長及び指定管理者
第8条の見出し、第8条第2項から第4項まで及び別表	使用料	利用料金
第8条第1項	使用料	利用料金（第17条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）
第6条、第7条、第9条、第10条（見出しを含む。）及び第13	使用許可	利用許可

条第 1 項		
第 6 条第 1 項及び別表	使用区分	利用区分
第 6 条（見出しを含む。）、第 7 条、第 8 条第 4 項、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び別表	使用	利用
第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 11 条第 1 項	使用者	利用者
第 6 条第 1 項、第 7 条、第 8 条第 1 項及び第 4 項、第 9 条、第 10 条第 1 項及び第 13 条	占有者	占有利用者
第 9 条の見出し	目的外使用等	目的外利用等

（利用料金の収受）

第 17 条 前条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせる場合においては、複合施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

（委任）

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用許可等に係る手続その他複合施設の供用を行うに当たり必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(恵庭市支所及び出張所設置条例の一部改正)

- 3 恵庭市支所及び出張所設置条例(昭和39年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表島松支所の項中「島松仲町2丁目5番1号」を「島松仲町1丁目1番3号」に改める。

(恵庭市地域集会施設条例の一部改正)

- 4 恵庭市地域集会施設条例(昭和56年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表島松市民センターの項を削る。

(恵庭市自転車等駐車場条例の一部改正)

- 5 恵庭市自転車等駐車場条例(平成27年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「恵庭市島松仲町1丁目557番8」を「恵庭市島松仲町1丁目557番9内」に改める。

別表(第6条、第8条、第17条関係)

使用区分	単位		使用料
子どもひろばスペース	1時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	700円
		市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者又は団体	1,400円
		営利目的	2,800円
会議室1	1時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	200円
		市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者又は団体	400円
		営利目的	800円
会議室2	1時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	300円
		市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者又は団体	600円
		営利目的	1,200円
その他スペース	1時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	10円

(1平方メートル 当たり)		市内在住者及び市内在住者で構成される団体以 外の者又は団体	20円
		営利目的	40円
移動販売車両スペ ース（移動販売車 両による使用に限 る。）	1日・1台につき		1,300円

備考

- 1 使用する時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 市内在住者で構成される団体とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者及び半数以上がこれらの者で構成される団体をいう。
- 3 営利目的とは、物品の販売その他これに類する行為を行う場合その他規則で定める場合をいう。
- 4 その他スペースとは、複合施設内の子どもひろばスペース、会議室1及び会議室2以外のスペースであって、占有させることができるスペースをいう。
- 5 移動販売車両とは、販売施設を設けて食品等を販売する形態の営業を行う自動車をいう。
- 6 移動販売車両が移動販売車両スペース内の電源を使用する場合は、1日につき400円の使用料を加算する。

議案第 4 号

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 0 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第12条 （略） （多機能端末による印鑑登録証明書の申請） 第12条の2 印鑑登録者は、多機能端末により 印鑑登録証明書の交付を申請するときは、 <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)</u>	第1条～第12条 （略） （多機能端末による印鑑登録証明書の申請） 第12条の2 印鑑登録者は、多機能端末により 印鑑登録証明書の交付を申請するときは、 <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和</u>

現行	改正案
_____又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。 (印鑑登録証明書の交付) 第13条 (略) 2 市長は、前条の規定による申請があったときは、<u>個人番号カード</u> _____又は移動端末設備を用いて当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 第14条～第18条 (略)	<u>26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。 (印鑑登録証明書の交付) 第13条 (略) 2 市長は、前条の規定による申請があったときは、<u>個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又は移動端末設備</u>を用いて当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 第14条～第18条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

恵庭市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

恵庭市認可地縁団体印鑑条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

恵庭市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条 （略） （登録の申請） 第3条 認可地縁団体の代表者及び前条各号に規定する者(以下「代表者等」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするときは、当該団体の印鑑を自ら持参し、市長に申請しなければならない。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号トに規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている認可地縁団体において、当該団体の代表者等が自ら申請できないときは、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請することができる。 2 （略）	第1条・第2条 （略） （登録の申請） 第3条 認可地縁団体の代表者及び前条各号に規定する者(以下「代表者等」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするときは、当該団体の印鑑を自ら持参し、市長に申請しなければならない。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第7号に規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている認可地縁団体において、当該団体の代表者等が自ら申請できないときは、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請することができる。 2 （略）

現行	改正案
(申請内容の確認) 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容について、次に掲げる事項と照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。 (1) 当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成した台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項 <u>2 個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影</u> 第5条～第18条 (略)	(申請内容の確認) 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容について、次に掲げる事項と照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。 (1) 当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成した台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項 <u>(2) 個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影</u> 第5条～第18条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 6 号

恵庭市放置自動車防止条例の一部改正について

恵庭市放置自動車防止条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市放置自動車防止条例の一部を改正する条例

恵庭市放置自動車防止条例（平成 1 8 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 13 条（略） （放置自動車廃物判定委員会） 第 14 条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、恵庭市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2（略） 3 委員は、次に掲げる者のうちから _____、市長が委嘱し、又は任命する。 （1）・（2）（略） （3） <u>前各号</u> に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 4 委員の任期は、 <u>2 年</u> _____とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす	第 1 条～第 13 条（略） （放置自動車廃物判定委員会） 第 14 条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、恵庭市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2（略） 3 委員は、次に掲げる者のうちから <u>必要の都度</u> 、市長が委嘱し、又は任命する。 （1）・（2）（略） （3） <u>前 2 号</u> に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 4 委員の任期は、 <u>前項の委嘱の日から委嘱した日の属する年度の翌年度の末日まで</u> とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

現行	改正案
る。 5 (略) 第 15 条～第 23 条 (略)	る。 5 (略) 第 15 条～第 23 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

恵庭市子ども医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

恵庭市子ども医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市子ども医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市子ども医療費助成に関する条例（昭和 4 8 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条 （略） （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3） 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。 ア～カ （略）	第1条 （略） （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3） 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。 ア～カ （略）

現行	改正案
(4)～(8) (略) 第3条～第5条 (略) (助成の方法) 第6条 受給者に係る医療費の助成は、市長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとし、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会又は<u>社会保険診療報酬支払基金</u>に委託することができる。 2・3 (略) 第7条～第11条 (略)	<u>キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u> (4)～(8) (略) 第3条～第5条 (略) (助成の方法) 第6条 受給者に係る医療費の助成は、市長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとし、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会又は<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>に委託することができる。 2・3 (略) 第7条～第11条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第7条 (略) (助成の方法) 第8条 受給者に係る医療費の助成は、市長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとし、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会又は<u>社会保険診療報酬支払基金</u>に委託することができる。 2・3 (略) 第9条～第13条 (略)	第1条～第7条 (略) (助成の方法) 第8条 受給者に係る医療費の助成は、市長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとし、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会又は<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>に委託することができる。 2・3 (略) 第9条～第13条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 8 号

市道の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、市道を次のとおり認定及び廃止することについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

市 道 認 定 路 線

路線番号	路 線 名	起点終点	重要な経過地
1 5 5 2	まきば北 4 番線	美咲野 1 丁目 4 9 5 番 6	
		美咲野 1 丁目 4 9 5 番 1 5	
1 5 5 3	柏木中央 5 9 番線	柏陽町 1 丁目 1 2 番 4	
		柏陽町 1 丁目 1 2 番 5	
1 5 5 4	柏木中央 5 5 号線	柏陽町 1 丁目 1 2 番 1 9	
		柏陽町 1 丁目 1 2 番 1 4	

市 道 廃 止 路 線

路線番号	路 線 名	起点終点	重要な経過地
4 8 0	柏木中央 2 1 号線	柏陽町 4 丁目 1 6 番	
		柏陽町 4 丁目 1 6 番	
4 8 1	柏木中央 2 2 号線	柏陽町 4 丁目 1 5 番	
		柏陽町 4 丁目 1 5 番	

参考資料

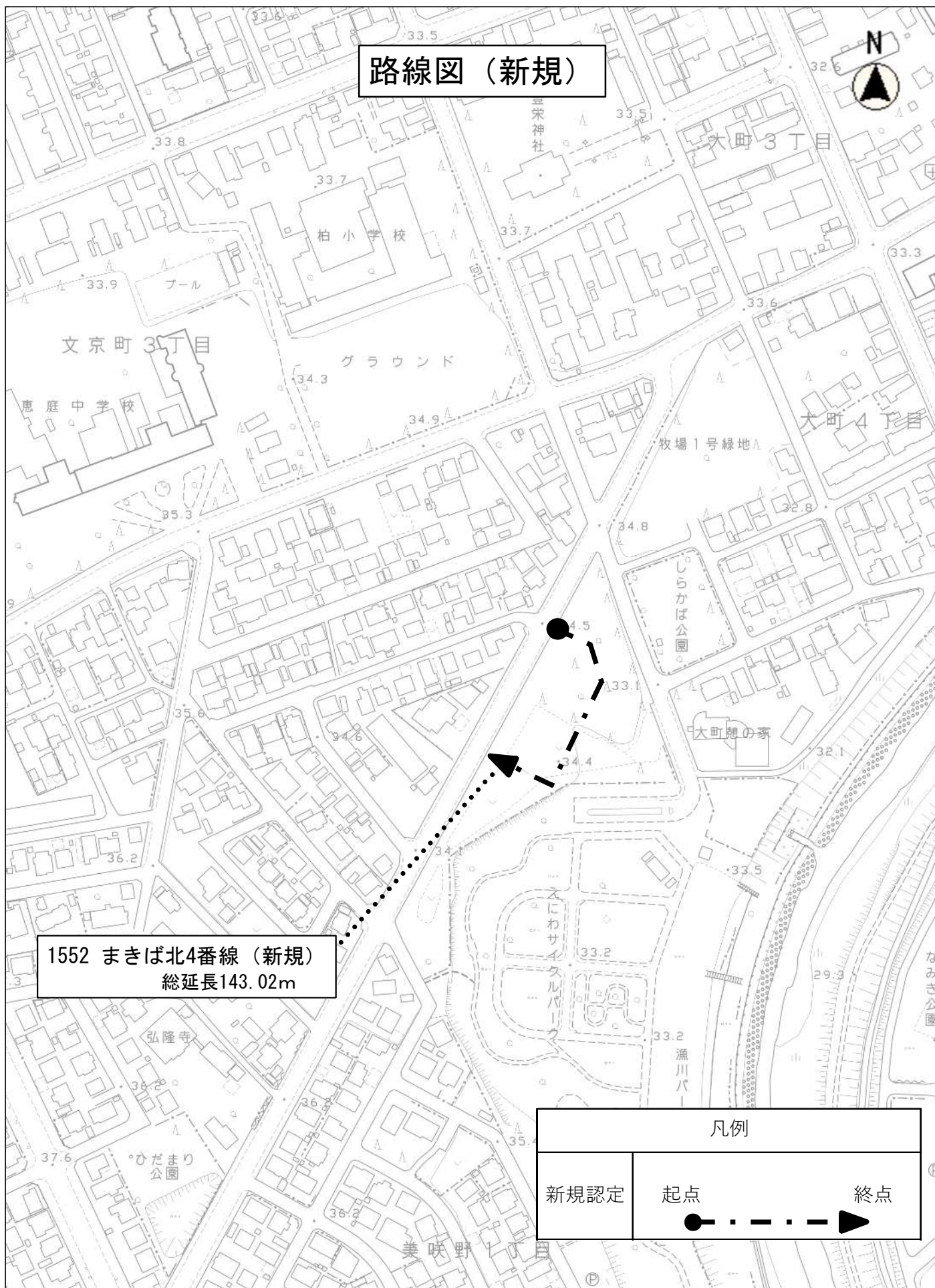
市道認定路線

路線番号	路線名	敷地幅員	総延長	実延長
1552	まきば北4番線	8.00m	143.02m	128.48m
1553	柏木中央59番線	8.00m	82.50m	71.00m
1554	柏木中央55号線	8.00m	76.29m	66.79m

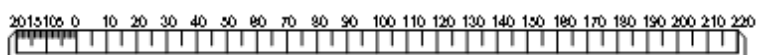
市道廃止路線

路線番号	路線名	敷地幅員	総延長	実延長
480	柏木中央21号線	9.00m	100.50m	88.40m
481	柏木中央22号線	9.00m	100.80m	88.30m

路線図（新規）



縮尺 1 : 2500



路線図（新規・廃止）



1553 柏木中央59番線（新規）
総延長82.50m

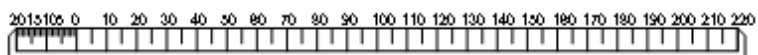
1554 柏木中央55号線（新規）
総延長76.29m

480 柏木中央21号線（廃止）
総延長100.50m

481 柏木中央22号線（廃止）
総延長100.80m

凡例		
新規認定	起点	終点
廃止認定	起点	終点

縮尺 1 : 2500



議案第9号

令和7年度恵庭市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度恵庭市水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて議決を求める。

令和8年9月11日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 剰余金の額 257,498,504円
- 2 処分の方法 132,579,324円を減債積立金に積立て
 124,919,180円を資本金に組入れ

議案第10号

令和7年度恵庭市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度恵庭市下水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて議決を求める。

令和8年9月11日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- | | |
|---------|---|
| 1 剰余金の額 | 191,721,923円 |
| 2 処分の方法 | 87,367,231円を減債積立金に積立て
104,354,692円を資本金に組入れ |

議案第 11 号

令和 8 年度恵庭市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度恵庭市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 139, 628 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41, 361, 485 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第三表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 9 月 11 日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

千円

歳入		款	項	補正前の額	補正額	計
15.	国庫支出金	金		7,745,490	8,250	7,753,740
16.	国庫補助金	金		2,631,563	8,250	2,639,813
16.	国庫補助金	金		3,004,870	343,901	3,348,771
18.	国庫補助金	金		870,164	343,901	1,214,065
18.	国庫補助金	金		2,510	250,266	252,776
19.	国庫補助金	金		2,510	250,266	252,776
19.	国庫補助金	金		3,797,995	12,342	3,810,337
20.	国庫補助金	金		3,797,995	12,342	3,810,337
20.	国庫補助金	金		418,293	524,869	943,162
20.	国庫補助金	金		418,293	524,869	943,162
歳入		入	計	40,221,857	1,139,628	41,361,485

歳出

千円

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2.	総務費		7,256,761	701,519	7,958,280
2.	総務費		7,079,473	701,519	7,780,992
3.	民生費		13,529,911	52,942	13,582,853
3.	民生費		6,502,506	14,171	6,516,677
3.	民生費		5,301,936	38,771	5,340,707
4.	衛生費		2,928,453	26,941	2,955,394
4.	衛生費		631,888	23,621	655,509
4.	衛生費		384,593	3,320	387,913
6.	農林水産業費		423,372	351,194	774,566
6.	農林水産業費		423,372	351,194	774,566
7.	商工費		693,214	1,642	694,856
7.	商工費		693,214	1,642	694,856
10.	教育費		3,334,082	5,390	3,339,472
10.	教育費		942,458	3,641	946,099
10.	教育費		664,276	80	664,356
4.	社会教育費		1,329,076	1,669	1,330,745
歳出	出	計	40,221,857	1,139,628	41,361,485

第二表 繰越明許費

			(単位 千円)	
款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	5 庁舎空調設備設置等事業費	33,374	

第三表 債務負担行為補正

(追加)	(単位 千円)	
事 項	期 間	限 度 額
令和8年度新型コロナウイルス・物価高騰対策融資に伴う利子補給事業	令和9年度～12年度	3,371

令和 8 年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
15.	国庫支出金	千円 7,745,490	千円 8,250	千円 7,753,740
16.	道支金	3,004,870	343,901	3,348,771
18.	寄附金	2,510	250,266	252,776
19.	繰入金	3,797,995	12,342	3,810,337
20.	繰越金	418,293	524,869	943,162
歳入合計		40,221,857	1,139,628	41,361,485

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源		その他		一般財源
				国支出金	支道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	千円 7,256,761	千円 701,519	千円 7,958,280	0	0	0	193,579	千円 507,940
3. 民生費	13,529,911	52,942	13,582,853	8,250	533	0	42,734	1,425
4. 衛生費	2,928,453	26,941	2,955,394	0	0	0	14,020	12,921
6. 農林水産業費	423,372	351,194	774,566	0	343,368	0	7,826	0
7. 商工費	693,214	1,642	694,856	0	0	0	1,642	0
10. 教育費	3,334,082	5,390	3,339,472	0	0	0	2,807	2,583
歳出合計	40,221,857	1,139,628	41,361,485	8,250	343,901	0	262,608	524,869

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費補助金	千円 347,117	千円 8,250	千円 355,367	1	民生費補助金	千円 8,250	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
計	2,631,563	8,250	2,639,813				

(款) 16 道支出金

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費補助金	千円 392,823	千円 533	千円 393,356	1	社会福祉補助金	千円 533	民生委員活動費
5 農林水産業費補助金	175,437	343,368	518,805	1	農業費補助金	343,368	土地改良区決済金等支援事業費 表類生産技術向上事業費 スマート農業・農業支援サービスマーケティング事業導入総合サポート緊急対策事業費
計	870,164	343,901	1,214,065				216,876

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 寄附金	千円 2,510	千円 250,266	千円 252,776	1	寄附金	千円 250,266	スポーツ振興基金寄附 子育て基金寄附 子どもの読書活動を支える寄附 社会福祉事業推進基金寄附 青少年・文化振興基金寄附 まちづくり推進基金寄附 高等学校等就学支援基金寄附 農業振興基金寄附
計	2,510	250,266	252,776				3,320 38,771 60 3,963 1,629 193,579 1,118 7,826

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基 金 繰 入 金	千円 3,762,662	千円 12,342	千円 3,775,004	3 ま ち づ く り 推 進 基 金 繰 入 金	千円 12,342	まちづくり推進基金繰入金 千円 12,342
計	3,797,995	12,342	3,810,337			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	千円 418,293	千円 524,869	千円 943,162	1 繰 越 金	千円 524,869	繰越金 千円 524,869
計	418,293	524,869	943,162			

3. 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
										千円	
12財産管理費	千円 208,177	千円 2,742	千円 210,919	千円	千円	千円	千円 2,742	10 需 用 費	千円 2,742	4. 庁舎管理費 需用費 修繕料 (2,742) 2,742 2,742	
15まちづくり 推 進 基 金 費	146,436	627,204	773,640			193,579 寄附金	433,625	24 積 立 金	627,204	1. まちづくり推進基金積立金 積立金 (627,204) 627,204	
17諸 費	150,342	71,573	221,915				71,573	22 償還金利子 及び割引料	71,573	1. 過年度過誤納還付金 償還金利子及び割引料 (71,573) 71,573	
										1－4. 過年度過誤納還付金（福祉課） 償還金利子及び割引料 (15,176) 15,176	
										1－10. 過年度過誤納還付金（市営住宅課） 償還金利子及び割引料 (7,150) 7,150	
										1－11. 過年度過誤納還付金（幼児保育課） 償還金利子及び割引料 (18,023) 18,023	
										1－12. 過年度過誤納還付金 （障がい福祉課） (15,540) 15,540	
										1－13. 過年度過誤納還付金（市民課） 償還金利子及び割引料 (769) 769	
										1－14. 過年度過誤納還付金 （えにわっこ応援センター） (14,915) 14,915	
計	504,955	701,519	1,206,474			193,579	507,940				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説	明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
										千円		
1 社会福祉 総 務 費	千円 182,784	千円 4,496	千円 187,280	千円 533	千円 3,963	千円 3,963	千円 533	18 負担金補助 及び交付金	千円 533	4. 社会福祉関係団体育成事業費 負担金補助及び交付金	千円 (533) 533	
					寄附金			24 積 立 金	3,963	民生委員児童委員連絡協議会補助金	533	
										9. 社会福祉事業推進基金積立金 積立金	(3,963) 3,963	
2 老人福祉費	1,322,113	8,250	1,330,363	8,250				18 負担金補助 及び交付金	8,250	1 2. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業費 負担金補助及び交付金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 事業補助金	(8,250) 8,250	
7 介護保険 特別会計 繰 出 金	894,457	1,425	895,882				1,425	27 繰 出 金	1,425	1. 介護保険特別会計繰出金 繰出金	(1,425) 1,425	
計	2,399,354	14,171	2,413,525	8,783		3,963	1,425					

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説	明								
				特			定財源			一般財源	区			分	金	額					
				国	道	支	出	金	地								方	債	そ	の	他
4 子育て支援 推 進 費	千円 3,623,716	千円 38,771	千円 3,662,487									千円 38,771	千円 38,771	1 8. 子育て基金積立金 積立金	(38,771) 38,771						
計	3,623,716	38,771	3,662,487																		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他の					
										千円	
1保健衛生 総 務 費	千円 163,725	千円 23,621	千円 187,346	千円	千円	千円	千円 12,921	18負担金補助 及び交付金	千円 23,621	1 2. 救急医療対策事業費 負担金補助及び交付金 二次救急医療補助金 (私的) 二次救急医療補助金 (公的)	千円 (12,921) 12,921 △1,958 14,879
										1 6. 産科医院開設支援事業費 負担金補助及び交付金 産科医院開設支援補助金	(10,700) 10,700 10,700
計	163,725	23,621	187,346			10,700	12,921				

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その 他					
1 運 動 ス ポ ー ツ 振 興 費	千円 44, 860	千円 3, 320	千円 48, 180	千円	千円	千円 3, 320 寄附金	千円	24 積 立 金	千円 3, 320	5. スポーツ振興基金積立金 積立金	千円 (3, 320) 3, 320
計	44, 860	3, 320	48, 180			3, 320					

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
3 農業振興費	千円 90,780	千円 351,194	千円 441,974	千円 343,368 道	千円 7,826 寄附金	千円	千円 343,368	18負担金補助 及び交付金 24積立金	千円 343,368 7,826	4. 農業振興対策事業費 負担金補助及び交付金 土地改良区決済金等支援事業補助金 表類生産技術向上事業補助金	千円 (343,368) 343,368 110,737 15,755

																		スマート農業・農業支援サービス事業導入 総合サポート緊急対策事業補助金 216,876
																		6. 農業振興基金積立金 積立金 (7,826) 7,826
計		90,780	351,194	441,974	343,368							7,826						

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説	明
				特 定 財 源			一 般 財 源			区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	繰入金	18 負担金補助 及び交付金					
									千円				
2 商 工 業 振 興 費	千円 403, 377	千円 1, 642	千円 405, 019			千円 1, 642	繰入金	千円 1, 642	18 負担金補助 及び交付金	千円 1, 642	5. 新型コロナウイルス・物価高騰対策事業費 負担金補助及び交付金 小規模事業者経営改善資金利子補給金	千円 (1, 642) 1, 642 1, 642	
計	403, 377	1, 642	405, 019			1, 642							

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説	明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国道支出金	地方債	その他の						
										千円		
1教育委員会費	千円 243,844	千円 1,118	千円 244,962	千円	千円	千円 1,118 寄附金	千円	24積立金	千円 1,118	8. 高等学校等就学支援基金積立金 積立金	千円 (1,118) 1,118	
4学校給食費	671,911	2,523	674,434				2,523	12委託料	2,523	1. 学校給食費 委託料 中学校給食配送委託	(2,523) 2,523	
計	915,755	3,641	919,396			1,118	2,523					

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説	明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額				
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他							
1 学校管理費	千円 319,685	千円 80	千円 319,765	千円 40	千円 40	千円 40	10 需用費	千円 80	2. 学校図書館費 需用費 消耗品費	千円 (80) 80 80			
計	319,685	80	319,765			40							

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説	明						
				特		定財源			区	分								
				国	道	支	出	金					地	方	債	所	の	他
2 青少年女性等 教 育 費	千円 20,647	千円 1,629	千円 22,276		千円		千円 1,629	千円	24 積立金	千円 1,629	8. 青少年・文化振興基金積立金 積立金	千円 (1,629) 1,629						
6 図書館費	239,158	40	239,198				20 寄附金	20 寄附金	10 需用費	40	1. 読書推進事業費 需用費 消耗品費	(40) 40 40						
計	259,805	1,669	261,474				1,649	20										

説明資料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源			説	明
							国庫支出金	通支出金	地方債		
内訳	その他	一般財源									
2	総務費	総務管理費	12	4	費	2,742				2,742	機構改革に伴う事務所移転による修繕料の増額
2	総務費	総務管理費	15	1	まちづくり推進基金積立金	627,204				193,579	えにわ・花子さん愛情寄附積立 5,349件 ふるさと納税事業経費積立 8,656件 決算剰余金積立
2	総務費	総務管理費	17	1-4	費	15,176				15,176	過年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還
2	総務費	総務管理費	17	1-10	費	7,150				7,150	過年度国庫支出金の精算に伴う返還
2	総務費	総務管理費	17	1-11	費	18,023				18,023	過年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還
2	総務費	総務管理費	17	1-12	費	15,540				15,540	過年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還
2	総務費	総務管理費	17	1-13	費	769				769	過年度国庫支出金の精算に伴う返還
2	総務費	総務管理費	17	1-14	費	14,915				14,915	過年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還
3	民生費	社会福祉費	1	4	社会福祉関係団体育成事業費	533		533			北海道の補助要綱改正に伴う民生委員児童委員連絡協議会補助金の増額
3	民生費	社会福祉費	1	9	社会福祉事業推進基金積立金	3,963				3,963	えにわ・花子さん愛情寄附積立 285件
3	民生費	社会福祉費	2	12	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業費	8,250	8,250				地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業の実施
3	民生費	社会福祉費	7	1	介護保険特別会計繰出金	1,425				1,425	介護報酬改定に伴うシステム改修による繰出金の増額
3	民生費	児童福祉費	4	18	子育て支援推進費	38,771				38,771	えにわ・花子さん愛情寄附積立 2,053件
4	衛生費	保健衛生費	1	12	保健衛生総務費	12,921				12,921	二次救急医療に係る公的医療機関の増による二次救急医療補助金の増額

説明資料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源			説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
4	衛生費	保健衛生費	1	保健衛生費	16	10,700				10,700	産科医院開設支援事業の実施
4	衛生費	保健衛生費	1	保健衛生費	5	3,320				3,320	えにわ・花子さん愛情寄附積立 237件
6	農林水産業費	農林費	3	農業振興費	4	343,368		343,368			土地改良区決済金等支援事業の実施(110,737千円) 麦類生産技術向上事業の実施(15,755千円) スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の実施(216,876千円)
6	農林水産業費	農林費	3	農業振興費	6	7,826				7,826	えにわ・花子さん愛情寄附積立 530件
7	商工費	商工費	2	商業振興費	5	1,642				1,642	小規模事業者経営安定改善資金に対する利子補給金の増額
10	教育費	教育総務費	1	教育委員会費	8	1,118				1,118	えにわ・花子さん愛情寄附積立 90件
10	教育費	教育総務費	4	学校給食費	1	2,523				2,523	中学校給食配送委託の契約期間延長に伴う配送委託料の増額
10	教育費	小学校費	1	学校管理費	2	80				40	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書への購入 1件
10	教育費	社会教育費	2	青少年女性等教育費	8	1,629				1,629	えにわ・花子さん愛情寄附積立 116件
10	教育費	社会教育費	6	図書館費	1	40				20	子どもの読書活動を支える寄附制度によるすみれ保育園図書への購入 2件
合計						1,139,628	8,250	343,901	0	262,608	一般財源の内訳 繰越金 524,869千円

議案第 1 2 号

令和 8 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 0 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 7 9 1, 7 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

千円

款		項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金			2	3,077	3,079
		1. 繰越金	2	3,077	3,079
歳入		合 計	6,788,703	3,077	6,791,780

歳出

千円

款		項		補正前の額	補正額	計
6. 基金積立金				1,565	2,178	3,743
		1. 基金積立金		1,565	2,178	3,743
7. 諸支出金				5,461	899	6,360
		1. 償還金及び還付加算金		5,461	899	6,360
歳出		合計		6,788,703	3,077	6,791,780

令和 8 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	金	千円 2	千円 3,077	千円 3,079
歳入合	計	6,788,703	3,077	6,791,780

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源		一般財源		
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
6. 基金積立金	千円 1,565	千円 2,178	千円 3,743	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 2,178
7. 諸支出金	5,461	899	6,360	0	0	0	0	899
歳出合	6,788,703	3,077	6,791,780	0	0	0	0	3,077

2. 歳入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明	明
				区	分	金額 千円	
1 繰越金	2	3,077	3,079	1 繰越金		3,077	千円
計	2	3,077	3,079				

3. 歳 出

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
										千円	
1 国 民 健 康 保 険 支 払 準 備 基 金 積 立 金	千円 1,565	千円 2,178	千円 3,743	千円	千円	千円	千円 2,178	24 積 立 金	千円 2,178	1. 国民健康保険支払準備基金積立金 積立金	千円 (2,178) 2,178
計	1,565	2,178	3,743				2,178				

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳						節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	899	千円				
									千円			
2保険給付費等交付金償還金	千円 1	千円 899	千円 900					千円 899	22償還金利子及び割引料	千円 899	1. 保険給付費等交付金償還金 償還金利子及び割引料	
計	1	899	900					899				

(国民健康保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳				説	明
							国庫支出金	道支支出金	地方債	その他		
6	1	1	1	国民健康保険支払準備基金積立金	国民健康保険支払準備基金積立金	2,178					2,178	国民健康保険支払準備基金積立
7	1	2	1	保険給付費等交付金償還金	保険給付費等交付金償還金	899					899	過年度保険給付費等交付金の精算に伴う返還
合 計						3,077	0	0	0	0	3,077	一般財源の内訳 繰越金 3,077千円

議案第 13 号

令和 8 年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 111,278 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,537,970 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 11 日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

千円

款		項		補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	金			992, 427	1, 622	994, 049
		1. 一般会計繰入金	金	894, 457	1, 425	895, 882
		2. 基金繰入金	金	97, 970	197	98, 167
7. 繰越金	金			1	109, 656	109, 657
		1. 繰越金	金	1	109, 656	109, 657
歳入		合計		5, 426, 692	111, 278	5, 537, 970

歳出

千円

款		項		補正前の額	補正額	計
1. 総務費	費			182,019	1,425	183,444
		2. 賦課徴収費		25,655	1,425	27,080
6. 諸支出金	金			36,148	109,853	146,001
		1. 還付金		1,301	109,853	111,154
歳出		合計		5,426,692	111,278	5,537,970

令和 8 年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	金	千円 992,427	千円 1,622	千円 994,049
7. 繰越金	金	1	109,656	109,657
歳入合計	計	5,426,692	111,278	5,537,970

(歳出)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
					特定財源		一般財源		
					国支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源
1. 総務費	費	千円 182,019	千円 1,425	千円 183,444	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 1,425
6. 諸支出金	金	36,148	109,853	146,001	0	0	0	0	109,853
歳出合計	計	5,426,692	111,278	5,537,970	0	0	0	0	111,278

2. 歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分 金 額		
5 その他一般会計繰入金	千円 180,519	千円 1,425	千円 181,944	1	事務費繰入金 千円 1,425	事務費繰入金	千円 1,425
計	894,457	1,425	895,882				

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分 金 額		
1 基金繰入金	千円 97,970	千円 197	千円 98,167	1	介護給付費準備基金繰入金 千円 197	介護給付費準備基金繰入金	千円 197
計	97,970	197	98,167				

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分 金 額		
1 繰越金	千円 1	千円 109,656	千円 109,657	1	繰越金 千円 109,656	繰越金	千円 109,656
計	1	109,656	109,657				

3. 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 賦課徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
										千円	
1賦課徴収費	千円 25,655	千円 1,425	千円 27,080				千円 1,425	千円 1,425	12委 託 料	千円 1,425	1. 賦課徴収費 委託料 介護保険システム改修委託
計	25,655	1,425	27,080					1,425			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
										千円	
2 そ の 他 償 還 金	千円 1	千円 109,853	千円 109,854				千円 109,853	22 償還金利子 及び割引料	千円 109,853	1. その他償還金 償還金利子及び割引料	
計	1	109,853	109,854				109,853				

説明資料
(介護保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳				説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
1	2	1	1	費徴収課賦	費	1,425					1,425	介護報酬改定に伴うシステム改修
6	1	2	1	その他償還金	金	109,853					109,853	過年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還
合計						111,278	0	0	0	0	111,278	一般財源の内訳 一般会計繰入金 1,425千円 繰越金 109,656千円 介護給付費準備基金 197千円